

○議長 横尾 武志君

11 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

皆様、おはようございます。11 番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

まず通告書に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 番に在宅者のための福祉サービスガイドについてでございます。これは、芦屋町が発行しておりました、広報あしやに折り込みで入っております中から質問をさせていただきます。その中にはいかい高齢者 SOS ネットワークの中に折尾警察署と遠賀郡 4 町、中間市の関係機関等が連携をとり、徘徊高齢者を速やかに保護できるようにする仕組みがあると書いてあります。その内容について、尋ねます。1、具体的内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

「遠賀中間はいかい高齢者 SOS ネットワーク」は、平成 15 年度から制度が運用されたもので、家族などが、徘徊が心配される高齢者を事前に登録することから始まります。登録カードは、折尾警察署、遠賀郡の各町や中間市役所にごございますので、そのカードに登録者の写真の貼付、必要な情報を記入していただき、提出していただきます。そのうえで、カードは折尾警察署で一括管理されます。

登録者が徘徊によって行方不明になった場合、家族から町や折尾警察署に連絡があります。その情報を折尾警察署で集約し、折尾警察署から管内の関係機関へカードが F A X で流されて、関係機関がカード情報を把握することで徘徊高齢者を速やかに保護する制度でございます。

折尾警察署からは、過去の事例として、夜間に高齢者が一人でいれば不自然さが際立ち、タクシーやコンビニエンスストアからの通報で保護されるケースが多いことが報告されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

この中に家族などが徘徊が心配される高齢者を事前に登録するとありますが、その登録の周知というのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

今回配布しましたサービスガイドのほかに、広報あしやや町のホームページに登録を促す内容を掲載しているほか、民生児童委員やケアマネージャーへチラシを配布し、機会をとらえ、登録していただくようお願いしています。広報あしや6月1日号でも紹介しています。

また、福祉課の窓口で相談を受ける際にも登録のご案内を行っているような状況でございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、情報を登録するカードの内容はどのような内容のものでありますか。お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

登録者の写真、住所氏名、生年月日や電話番号のほかに登録者の身体的特徴、かかりつけの医師の情報、緊急時の連絡先、電話番号、こういったものが情報の内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

そのカードは、先ほどの説明の中に折尾警察署で一括管理され、登録者が行方不明になった場合、折尾警察署から管内の関係機関へFAXで流されるとのことですが、今回、国が問題視しているのは、これは新聞の中からですが、全国の警察が2013年に受理した認知症の行方不明者は1万322人で、集計を始めた12年より715人ふえたことが、5日警察庁のまとめでわかったと言われております。

大阪で保護された身元不明の方は、仮の名前のまま介護施設で暮らしていた認知症の82歳の男性について、毎日新聞が先月報じておりましたが、徳島から大阪へ不明になって13年間ということと、その他の女性の方ですが、7年ぶりに夫と再会を果たしたというのが、これはやはり、管外に出ているってことになるわけですね。だから、管外への情報はどのようになるのか、このようなケースは今から高齢者がふえていくわけですから、あり得ることだと思いますので、管外への情報はどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本年 4 月から、福岡県内の災害情報などを提供する「防災メールまもるくん」を福岡県が改修しております。そこで、徘徊、行方不明者があった場合、各自治体はその情報を「防災メールまもるくん」へ登録することで、県内の「防災メールまもるくん」の登録者、携帯電話とかに登録している方に配信できるようになりました。

福祉課では徘徊高齢者対策の一環として、民生児童委員の協力も得ながら、家族などから通報があれば同意を得て利用するよう検討しておりますので、26 年度内に運用を図るよう考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今回の不明者の問題を大きく国も考えておまして、このたび警察は行方不明者届を家族から受理すると住所や氏名など 15 項目を聞き取り、行方不明者照会システムに登録を今まではされてきました。ところが、このような職務質問や交通違反取締りで届出が出ている相手か否かの確認に使い、迷い人を保護した際も利用していたが、氏名がわからないと検索できない難点があったということで、このためこれとは別に 28 項目の手がかりを入力する身元確認照会システムを運用、氏名だけでなく体型、頭髪、血液型、着衣、所持品からも照会できる。いずれのシステムも全国の情報が共有されているってということで、これがまた、追って自治体におりてくるんではなかろうかと思いますが、この点はいかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員がおっしゃられましたように、現在のところは私どもにその情報というのは、まだ届いておりません。基本的に行方不明ということになると、最終的には警察の責任の範囲で行われますので、まずは遠賀中間 SOS ネットワークにつきましても折尾警察署が事務局になっておりますので、基本的には徘徊だけでなく行方不明者、総合して警察署が主体となってやっていくというのが基本的な姿でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

それとともに、地域で何か手立てはないものですか。みなさんで、ちょっと注意をするような、喚起を促すような、住民に対するお願いというのか、そういったものが何か考えがありませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員が申された趣旨というのが、まったく今回策定しました地域福祉計画の趣旨で、必要な方がおられたら地域で見守って行こうという仕組みというのか、形になるのではないだろうかと思っています。そのために、現在、地域福祉計画で区長会を始めとして各種団体のところに今、福祉課で出かけております。地域で見守りを含めて、何か普段と違うことがあれば、民生委員、公的機関につなぐようにご協力してください、地域での安心安全に努めてくださいということと取り組んでおります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、2点目の芦屋町の認知症高齢者数と対象となる徘徊が心配される認知症高齢者数はどれくらいでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

認知症という診断を受けた高齢者の数は把握はできませんけども、要介護者が認定を受ける手続きから推測しますと、医師が日常生活自立度を尋ねるものがございます。この判定基準のランクⅡ以上が、「日常生活に支障をきたすような行動」、「意思疎通の困難さが認められる」などの認知症の症状が見られるとされています。

26年4月末現在、介護認定者が芦屋町には843人おられます。このうち456人が日常生活に支障をきたす行動、あるいは意思疎通の困難さが認められるランクⅡ以上の方です。また、要介護認定をお持ちでない認知症の方もおられることが見込まれますので、実数は、この数字をやや上回ると想定されております。

それから、徘徊が心配される認知症の高齢者の数については、今度は認定調査に徘徊行動を尋ねる項目があります。これを集計した結果、ときどき徘徊する人を含めて11人が徘徊が心配される認知症の方と考えられます。要介護認定を持たない方もおられるとすれば、人数はふえるかもしれません。

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

続きまして、搜索団体等に必要な情報を提供するとなっておりますが、その団体とはどのようなものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

折尾警察署管内のタクシー会社、コンビニエンスストア、交番、警ら中のパトカー、遠賀郡四町、そして中間市でございます。

先ほど申しましたけれど、提供する情報については、写真が貼付してある登録カードを折尾警察署が搜索団体などへ F A X で提供してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

4 点目の利用手続きに「登録カードの提出」となっておりますが、現在の登録数はどれくらいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町の現時点における登録者数は 5 名でございます。参考までに郡内の状況を申し上げますと、水巻町が同様の 5 名、遠賀町 7 人、そして岡垣町 43 人です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今、人数の報告いただきましたが、岡垣町は 43 人と他町に比べて多いようですが、登録基準が何か違うのか、幅広く運用されているのか。それから、今まで芦屋町の方で活用した方はおられるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、登録基準につきましては、違うのかということ同一の登録基準がないというのが実態でございまして、認知症と疑われるとか、認知症で登録を希望する家族の方がおられれば、その町で登録していただくということですので、具体的にこうじゃないと登録できないという線がございませんので、そこは各町の取り扱いが違っている状況でございます。

それから、制度ができた平成 15 年ころ、芦屋町で 1 件搜索の事案があったようですが、近年では搜索の事案は発生していません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

先ほど、11 名の方とありましたので、残りの 6 の方がなぜ登録されていないのか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

6 人の方を含めてなんですけども、窓口で登録とかご案内をさせていただいておりますけども、家族の方が様々な理由から登録をご遠慮されているような現状がございます。

しかしながら、最近、新聞にも掲載されておりますけども、認知症高齢者の徘徊というのは、家族にとっても本人にとっても、事故が起こったり、行方不明が長期化すれば、非常に悲しいことにつながります。このため、事故などを防ぐためにも、今後ともマンパワーに頼らざるを得ないと思うんですけど、窓口相談に来られた際は、家族のご理解をいただくよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

何事もない時はよろしいんですが、たて続けに 2 件ほど大きな事案が全国に報道されておりましたので、やはり介護認定者が 843 人いらっしゃるということで、要介護認定の方はそれからまた下がるわけではございますが、何事もないことが一番いいことではあります、やはり最悪のことも考えて、そういった勧めをしていただければいいかなと思っております。

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

13 年間行方不明の方は、7 年で時効になるみたいでお葬儀を出されたと書いてありましたので、しかし、現実に見ていないので家族はそれを認めることができなかったというですね。やはり、心に傷が残りますので、できるだけ多くの方がそういった事故に遭わないように今後、地域包括ケアシステムの構築もございますので、その中で大きく検討していただきたいと思います。この問題については終わります。

続きまして、大きな件名 2、父子家庭支援についてお尋ねいたします。本年 4 月にひとり親世帯を支援する関連法が改正され、父子家庭支援が拡大されたと聞いておりますが、改正された内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

お答えいたします。現在、開会中の国会におきまして「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 4 月 23 日に公布されました。

このうち父子家庭関連で申し上げますと、「母子及び寡婦福祉法の一部改正」として、今般、父子家庭の中にも経済的に厳しい家庭があることから、ニーズが高い福祉資金の貸し付けについて、父子家庭でも借りられるよう、父子福祉資金の貸付制度が創設されます。

また、これまで予算や運用で実施されてきた就業支援、母子自立支援員による支援等が、法律で「父子家庭に対する福祉の措置」として明記され、父子家庭がおおむね母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけられております。また、これらにより、法律名が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改称されております。以上の改正に係る施行期日につきましては、平成 26 年 10 月 1 日となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

これまでは、母子家庭ということで長い間、母子中心でありました。これは、バブル崩壊前のことでありまして、私も聞いたことがあるんです。なぜ、父子家庭に援助がないのかと聞いたら、男性は全部の方が就労されている、だから、女性が離婚された場合において、就労したことがないので、手を差し伸べているんだということでありましたけれども、現在の経済状況におきましては、リストラに遭ったり、賃金カットに遭ったり、いろいろと経済が大きく変化したことに伴って、児童扶養手当も 2001 年くらいからつくようになりまして、随分助かったという声があ

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

がっております。

この中で、やはりこういった新しく制度が改正された時に、父子家庭のところにどのような連絡を周知徹底されるのか。また、ここには入れておりませんでした。母子家庭、父子家庭の数が把握できておりましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

父子家庭の世帯につきましては、芦屋町の児童扶養手当の受給世帯のうち、本年の 1 月時点で 15 世帯となっております。申し訳ありません。母子世帯については、今データを持ち合わせておりませんので、後刻ご報告をさせていただきたいと考えております。

なお、制度の周知でございますが、これにつきましては、広報やホームページ等の媒体を使いながら、また児童扶養手当の支給世帯の方々を含めてご案内をしていきたいと考えておりますし、町内には、母子寡婦福祉会などの団体もございますので、団体の皆様と連携をしながら制度についての周知をしていき、行政としても支援をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

15 世帯ということでございますので、現在、母子家庭は全国で約 123 万世帯、父子家庭は約 22 万世帯いらっしゃるということで、父子家庭への支援は、今までほとんど存在しなかった。だから、困窮する父子家庭においては、生活保護を受けるか子どもを児童養護施設に預けて仕事をするかという、苦渋の選択を迫られていたという現実があつて、このたび大きく改正されたことについて、全国父子家庭支援連絡会の会長さんもほんとに大きな前進であると。また、母子福祉資金貸付制度もこれが父子家庭にも拡大されたということでございますので、このこともあわせて周知徹底をお願いしたいと思います。

次に行きます。2、父子手帳の交付は考えがございませうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

父子手帳の交付につきまして、お答えいたします。

父子手帳とは、就学前の子どもと母親の健康管理を目的とした「母子健康手帳」の父親版といわれるものでございます。母子の手帳につきましては、母子保健法に基づき妊婦の届け出に



平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

て市町村が交付するもので、厚生労働省令で様式が定められていますが、これに対して父子手帳に関しては法的な発行義務がございません。

国においても全国的な発行状況についての調査はされていないようですが、12都県で独自に発行し、今年度も新たに発行する県があり、また、一部の政令市などでも独自に発行しているとの新聞報道もございます。

最近、育児をする男性「イクメン」という言葉が話題になっているように、父親の育児への注目度が上がり、新米のパパを応援する「父子手帳」を発行する動きにつながっているものと考えております。

これらの父子手帳は、オムツがえのしかた、育児の基礎知識や子育て支援サービスの紹介、妻との関わり方などを内容とした、父親になる方向けのハンドブックとして、母子健康手帳と同時に発行されていることが多いようでございます。20年ほど前から市販物も発売されているようですが、最近では地域の特性を生かし工夫したものを独自に作成し、配布する自治体が少しずつふえているものと考えられます。一部の自治体では、有料で頒布しているようです。

父子手帳などの啓発冊子を町が独自に作成するのは、必要部数が少なく、そのため作成コストがかさむため、県などにおいて作成したものを町が必要部数を確保して配布するのが現実的ではないかと考えておりますが、福岡県では現在発行されていないのが現状です。

町といたしましては、若いパパやママへ子育て支援に関する情報を効果的に発信することが課題となっております。益田議員が指摘されます「父子手帳」も情報発信ツールのひとつと捉えて、子育て支援の観点から情報発信できるよう、体制づくりを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

新聞報道で広がる父子手帳ということがございましたが、私はこれはあまり重視したくはなかったんですね。ただ、女性でも子育ては大変なんですね。母子手帳は、母子保健法に基づき、先ほどおっしゃったように妊婦の届出に応じて市町村が交付するもので、厚生労働省令により様式が定められているってということなんですね。女性でも大変なので、父子家庭の父子手帳というのは、やはり子育てに対する、また健康に対する、先ほどおっしゃいました情報発信をできたらやって行きたいということですが、そういったものが父子家庭は、母子家庭よりも特に必要になってくるのではないかな。

男性の方は、なかなか聞きにくいんですね。他の方に聞くってことも難しいし、女性の方に聞くのも。やはりいろいろあると思いますのでね。その観点から私は、父子手帳が交付されたい

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

いんじゃないかなという考えを持って今回質問させていただきましたので、情報発信できるような対策を講じていきたい旨のお話がありましたので、その点については、よろしく願いいたしたいと思います。

次にまいります。

件名 3、訪問看護・介護時の駐車についてでございます。訪問看護等に行った時、訪問車両の駐りに苦慮されている実態があるようですが、1、苦情、要望等はなかったのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

事業者から、福祉課や地域包括支援センターへ苦情や要望はございません。

この問題につきましては、道路交通法の駐車許可制度が平成 19 年 9 月に変更になったことに伴い、厚生労働省が 20 年度に調査を行っております。この調査結果をみますと、神奈川県が介護や看護事業者に対して、緊急時の弾力的運用を図っているようですが、福岡県では訪問介護等事業者であるからとして、特に弾力的な運用は図っておりません。

この問題については、保険者である福岡県介護保険広域連合でも事業者へ啓発を行っております。駐車違反、交通事故対策に対する課題があること、それから介護など事業者の訪問範囲が広域的であることなどから、基本的には県警単位での対応が基本となっているようでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、先ほど神奈川県は弾力的運用とおっしゃっていましたが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

神奈川県では、許可を受けようとする期間が 2 日を超えない範囲で、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認められるものについては、口頭で申請、許可を得る手続きです。具体的には、訪問先を所管する警察署に電話して即時に許可を得て、許可事項を記載したメモを車に貼付して運用しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

こういった制度が福岡県でもできたらいいなと私も思っております。

先ほどの要望、苦情等はあがっていないということでございましたが、私のほうには 2 件ほど耳にいたしましたので、聞き取りをしに行きまして参りました。1 回聞いていたんですけど再度お聞きしたほうがいいだろうというのと、それからひとつは又聞きでございましたので、事業所に訪問いたしまして聞いて参りました。

その事例でございますが、一つは芦屋に子どもさん夫婦が住んでおられて、両親は北九州の団地に居住をされている方。ある日突然、夜中の 1 時ころ、お母さんから「血圧が異常に上がり気分が悪いため、救急車を呼んでほしい。」との電話があったので、急いで両親の元にはせ参じたそうです。日ころよりお父さんは目が不自由で認知症があり、お母さんは、難病とともに高血圧の持病があるとのことでした。はせ参じたものの団地周辺というのは、私も北九州に行ったことがあるんですが、駐車禁止区域がやはり多いんですね。その方も団地周辺は駐車禁止区域が多かったので、車を止める場所が急いでいるために急を要するから禁止区域に止めてお母さんに血圧を下げる薬を飲ませて、下に下りて行ったらもう駐車違反の紙が張ってあったそうです。

当然、警察が回ってくれば駐車禁止のところですから、紙を張るのは向こうとしては当然の行為ですね。折尾署に行って事情を説明してもわかってもらえなくて、「駐車するところがなければ近くのコンビニにとめて、タクシーで行ってください。」と言われて唖然としたと言っていました。緊急事態にそんな、どこにコンビニがあるかもわからないのにコンビニにとめて、今度はタクシーを呼ぶのにまた時間がかかります。それよりもというのが、親子の関係ではないですかね。そういったことがあったので、反対にその方はこちらから事例を出して、「例えば道路に人が倒れているところに通りかかった。車をとめようと思ったら駐車禁止の場所しかない。しかし、人を助けるためには、とめて救急車を呼ぶしかない、それでもとめたら駐車禁止になるのか。」と言うと、「そうですなります。」で、1 万 5 千円を支払ったとのことでした。

しかし、他町から芦屋へと来られるケースもあるわけですね。事業所さんにおいては、芦屋の方は今はどこでも事業所を選べるようになっておりますので、その時にどう対応するのかという問題点が起きてまいります。

もう 1 件は、芦屋町で 1 事業所さんが、利用者さんからの緊急連絡を受けたので車で駆けつけ、車道の端の方に止めて訪問している時に追突をされたとのことでした。訪問先が救急車を呼んでの対応だったため、駐車違反としての扱いじゃなかったけど 2 点を取られたとのことでした。こちらの事業者さんは、芦屋町の事業者さんですね。水巻町への緊急訪問時にも昨年と今年と 2 回

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

駐車違反となり、お金を支払ったとおっしゃっておいりました。事業所としては、急を要するときは人命を優先します。しかしながら、やる気をそぐし、複雑な心境ですよというお答えがまいりました。こういったことを考えて私は今回取り上げさせていただいたんですが、この点について連絡がなかったということですが、今後やはり、いろいろな連絡協議会等があると思いますが、その中で審議していただく方向性はいかがでしょうか。駐車の問題に関してですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課では、芦屋町の事業者さんだけなんですけど連絡協議会を持っておいります。その中で、課題、そういったものもお話させていただいておいります。また、地域ケア会議というのも取り組み始めましたので、この中でこういったものについて問題提起をさせていきたいと考えておいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、2 点目の在宅ケアの流れの中で訪問車両の駐車は避けられない問題だと思うが、何か方法、対策は考えられないのか、だぶっても構いませんのでご回答願います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

現状のところ、ご回答させていただきたいと思いきれども、この問題につきましても、近隣の町にも確認しましたが、訪問介護や看護の駐車場所に関して相談があった場合は、サービス利用者の自宅の駐車場を利用するか、公共施設を考慮しながら駐車違反とならないような場所で駐車していただくように説明しているとのことでした。

本町においては、訪問介護などに関し、駐車場の確保に関する相談などは、先ほど申しましたように、これまでにあっておりませんけれども、仮にご相談があっても、同様の返答にならざるを得ないと考えています。

それから、今申し上げたんですけれども事業者との意見交換の場では、必要な場合は道路交通法に基づく駐車許可制度を利用させていただくこと、それからサービス利用者宅の駐車場を利用させていただく。適当な駐車場所がない場合は、近隣の方のご配慮をいただくようお願いするなど事業者の方に当面は努力していただくよう啓発してまいりたいと考えているのが現状の対策でござい

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

ます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

芦屋町にも先ほど水巻町の問題を提起しましたがけれども、芦屋町の町営住宅に高齢者がたくさんいらっしゃいます。これらの車両が駐車できるスペースはあるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町営住宅、新しくできた新緑ヶ丘団地には、外来者用、お客様駐車場と言っていますが、外来者用の駐車スペースを確保していますので、在宅ケア等で訪問された場合には、この駐車場を利用できます。しかし、他の団地には、敷地面積の都合上、外来者用の駐車スペースは確保できていません。ですから、在宅ケア等で町営住宅に訪問した事業者さんに関しては、サービスを利用されている方の駐車場を利用させていただくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

確かに新緑ヶ丘団地の6区画、当初は3区画くらいだったんですが、それでは足りないのではないかということで、意見を述べさせていただいた記憶があります。その6区画の駐車場が、今一家の中で1台しか駐車するところがありませんので、ところが家庭においては2台、3台とありますよね。その場合において、この6区画の中にとめていらっしゃる方もあるようでございます。それが、民生委員さんの悩みでもあり、緑ヶ丘団地を管理されている方もよくそういった苦情を申されます。だから、使うときに使えないという状況、あそこに斜線を引いて駐車禁止にされていますので、そこでもやはりとめる方も多々あります。

こちらの緑ヶ丘団地、7街区は、以前建っている建物ですから、駐車は1台ずつ確保するのが精一杯だったんだろうと思います。しかし、どこかに車が1台とめられるスペースをつかって、介護用車両駐車場とする案はございませんか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

先ほども申しましたが、今現在、町営住宅に入居されている方も車の所有が 1 台、2 台、多い方は 3 台っていうような状況になっております。町営住宅は、もともと駐車場用地が一家に 1 台の確保しかできておりません。今現在、駐車禁止区域に駐車している車を取り締まるようなことを職員で行ったりしておりますけれど、なかなか新たに介護用の駐車スペースを確保するというのは、今現在、ちょっと難しい状況だと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

今から、在宅介護ということで国は方向を示しておりますので、もっともっと介護車が芦屋町内を走ることになると思っております。その場合において、やはり今から対策を講じていかないと、対応できなくなるのではないかと。駐車違反で 1 万 5 千円を取られたら、もう家庭に行くどころか行きたくないという心境に、私はなるんじゃないかなと思うと。私にはなるんじゃないかなと思うと。私にはなるんじゃないかなと思うと。

次に地域包括支援センターはどうしておられますか。考え方はありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域包括支援センターとしましては、要支援の方の状況把握、調査、そういったことで利用者さんの家を訪ねることになるんですけども、基本的には、今の現状は利用者さんのお宅、お昼間訪問するものですから、駐車場が空いていることが多いので、そこのお宅を利用させていただいております。それが、現状でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

利用者さんのところが 1 戸建てで、駐車場があればいいわけです、何も問題は起こりません。ただ、1 戸建てでも高齢者ひとりで車を置くスペースとかがないときは、どこかにやはりとめなくてはならない。それが全部事業所さんが、当然それは事業所さんが考えるべきではございますが、訪問した場合に指定された日時の訪問であれば、余裕があります。余裕を持って行動ができるわけですが、緊急を要する場合において、トラブルの可能性が今から出てくるのではないかと、そう危惧するわけですね。だから、在宅介護に高齢化の進展とともにこれは避けて通れない問題であります。

平成 26 年第 2 回定例会（益田美恵子議員一般質問）

先ほど、道路についてお話がありました。国道とか県道は道路交通法があつて、規則がありましようから、これは国、県にやはり陳情をすべきではなかろうかと私も思います。ただ、もし町有地で売却するには狭い土地とかが、例えば土地があつて家を建てるには用をなさない。そういった土地等があつたとすれば、そこを何とか活用できないものかと思っておりますが、全体的に今後の取り組みについてよろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今の話ずっと聞いておまして、基本的には国の政策で、介護が今後ふえていくという中であれば、国がやはり何らかの対処、そういう緊急事態の対応の時に駐車違反したときに、それは問題ないというのを対処すればいいことと思っております。

2 点目は、道路交通法の問題をクリアすべきだと思つてます。今、福祉課長のほうにいろいろお話があつたと思いますが、そういう連絡協議会の中で福祉課が調整する中で、そういう町有地の話が出てくれば、財政課としても対応したいと思つてます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

財政課長がそのようにおっしゃっていますので、福祉課長いかがでございますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、財政課長が申されたとおり、福祉課としては現場の事業者さんと意見交換する中で、いい方法があればそれに向かって努力してまいりたいと思つています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

件名 4、子育て支援策についてお尋ねします。

本年 4 月から幼稚園児の保護者の所得に応じて保育料の負担を減らす、幼稚園就園奨励費補助制度が拡充されたと聞いておりますが、その内容はどのようなものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

お答えいたします。

幼稚園就園奨励費補助制度は、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方自治体に対して、国が所要経費の一部を補助するものであります。

芦屋町では、「芦屋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助限度額を基本として、国庫補助対象とならない世帯へは、町が独自に年額 1 万 6, 0 0 0 円を補助しております。なお、この補助対象といたしましては、在園する園児の保護者に対しまして、保育料の減免をする設置者、いわゆる私立幼稚園のほうが補助対象となっております。

平成 2 6 年度につきましては、幼稚園就園奨励費補助金に関する国庫補助限度額が、つぎの内容で改定されています。まず、生活保護世帯に対して、補助限度額を就園人数に関係なく 3 0 万 8, 0 0 0 円に統一されております。この 3 0 万 8, 0 0 0 円は、私立保育園の保育料の平均単価として厚生労働省が公表している金額であり、理論上ではありますが、保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担が無償化されます。また、多子世帯の保護者負担軽減の拡充といたしまして、第 2 子の保護者負担を 4 分の 3 から 2 分の 1 へ改められた上で所得制限が撤廃され、第 3 子以降についても所得制限が撤廃されております。

これにより、小学校 1 年～3 年生の兄・姉を一人有している場合の第 2 子に対する補助限度額が、同一世帯から二人以上就園している場合の第 2 子の場合と同じになるよう補助限度額が引き上げられ、本年度の町県民税額が 2 1 万 1, 2 0 0 円を超える世帯の第 2 子に対する部分が新たに国庫補助の対象となり、限度額が 1 5 万 4, 0 0 0 円となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1 1 番 益田美恵子君

この問題については、私ももう少ししっかり勉強しないとわからない点がたくさんあるわけですが、この度の改正によりまして、生活保護世帯に関しては保育所と同様に保育料が無料になるという 1 4 年度からの改正になる。今まで、私立では 7 万 8, 8 0 0 円支払っていたのが、1 4 年度においては無償となる、ということでございます。この問題なんです、無償になるんですが、父兄の方が持参するという形になるんですか。無償ということは、どんな体制になるんですかね。お尋ねいたします。



○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、町においての就園補助金の交付につきましては、まず幼稚園が補助対象でございまして、その条件といたしまして、幼稚園での保育料の徴収額を減免する、保護者に対して減免をするというのが条件でございます。従いまして、保護者に対して直接町が交付するのではなくて、幼稚園のほうに交付をする、幼稚園がその保護者の保育料を減免することで実行されるものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、最後でございますが、このように改正されたものにつきまして、父兄の方にどのような周知徹底をなさるのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 木本 拓也君

周知につきましては、各幼稚園を通じて保護者の方へのご連絡ということになるかと思いますが、一般的にも町のホームページ等を通じましてご紹介をしていきたいと考えています。具体的に申しますと、現在、町のほうでは各私立幼稚園のほうから申請書を受け付けているような状況で、それに伴いまして各家庭からも申請書類の提出を幼稚園ごとに取りまとめていただいております。それを受け付けまして、9月と翌年2月の2回に分けて町から各私立幼稚園へ補助金を交付する予定となっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

これで質問を終わらせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で益田議員の一般質問が終わりました。